

Harmony - news & topics 2011.06

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6756



**東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の給付日数の延長
～特別措置法における個別延長給付の特例措置～**

特定被災区域（注）の事業所に雇用されていた方であって、東日本大震災によりやむを得ず離職（休業、一時離職）された方について、現在、受給中の雇用保険の基本手当の支給終了日までに再就職（休業、一時離職前の事業所への再就業）が困難な場合には、個別延長給付（特例延長給付）として、原則「60日」に加えて、さらに「60日」分延長されます。

（注）原則、災害救助法の適用地域（東京都を除く）と同様の地域

特例延長給付の内容

<支給対象者>

- ① 激甚災害法の雇用保険の特例措置（休業中の方への給付）を受けている方
- ② 災害救助法の適用区域に係る雇用保険の特例措置（一時離職の方への給付）を受けている方
- ③ ①及び②以外の本震災の被害を受けたため離職された方

<延長される日数>

原則「60日」に加えて、さらに「60日」分延長されます。
詳しくは、最寄りのハローワークまで。

※東京都の災害救助法適用は、震災当日およびその後、交通機関が不通になる等し、いわゆる「帰宅難民」が生じたことに対してのものであることから、その後の雇用関係の特例は適用されていません。

●被災3県における4月の新規求職者数が過去最多：6/1
東日本大震災で被害を受けた岩手、宮城、福島各県における4月の新規求職者数が、4月としては過去最多となったことがわかりました。

岩手1万4,532人、宮城2万2,995人、福島1万9,683人

●有効求人倍率が17カ月ぶりに悪化：5/31
総務省が4月の完全失業率（調査ができない岩手、宮城、福島を除）を発表し、4.7%（前月比0.1p悪化）となったことがわかりました。厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は0.61倍（同0.02ポイント低下）となり、17カ月ぶりに悪化しています。

●原発作業員の大量被曝で東京電力に是正勧告：5/31
細川厚生労働大臣は、福島第一原子力発電所の作業員が大量被曝している問題で、東京電力と関電工に対し是正勧告を出したことを明らかにしました。ずさんな放射線管理が労働安全衛生法に違反していると判断したためです。

●被災3県の失業者数が11万人超に：5/25
厚生労働省は、震災後の岩手・宮城・福島3県における失業者数（3月12日～5月22日）が11万1,573人になったと発表しました。前年同期比で2.4倍です。

〔関連リンク〕 震災による雇用の状況（速報値）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001deut.html>

●執行役員も労災保険法上の労働者に該当：東京地裁5/20
脳出血で死亡した商社の執行役員が労災保険法上の「労働者」に該当するか否かが争われていた訴訟で、東京地裁は「労働者に該当する」と判断し、労災保険の不支給処分を取り消す判決を下した。裁判長は「会社の指揮命令下で業務を行っており、実質的には従業員の立場だった」とした。

お知らせ

厚生労働省より **節電に取り組む労使のみなさんへ** が発表されました。

💡 労働時間制度を有効に活用し、消費電力のピーク需要に対応する取り組みの提案です。

- ・節電対策の概要
- ・労働時間などの見直しの手続き
- ・労働時間などの見直しの取組み例・留意点
- ・家族的責任を有する方々への配慮
- ・労働基準監督署への届け出書類記載例

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2011/05/tp0523-2.html>
ご相談は門田まで。

労働基準監督署にも相談窓口が設置されるそうです。

●企業の節電対策対応で労基署などに相談窓口設置へ

厚生労働省は、夏場の節電対策として「所定労働時間の短縮」や「始業・終業時間の変更」などを実施する事業主の相談に対応するため、労働基準監督署などに相談窓口を設置する方針を明らかにした。東京電力・東北電力の管内に設置の考えです。

🧐 労災保険法上の「労働者」と「労働災害」とは？

労働者が労災保険が適用される事業場（法人・個人を問わず一般に労働者が使用される事業は適用事業です。）と労働契約を結び、働いていることが原因となって発生した災害に対して行われるものだから、労働者が労働関係のもとにあった場合に起きた災害でなければなりません。所定労働時間内や残業時間内に事業場内において業務に従事している場合が該当します。この場合の災害は、**被災労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因**となって発生するものと考えられるので、特段の事情がない限り業務災害と認められます。ただし私的行為中、故意に起こした事故、第三者の行為が原因の事故等は業務災害と認められません。労災保険法は、労働基準法にある「災害補償」の規定を実効性のあるものとするための制度ですから「使用者責任」を果たす役割を担っています。そのため、経営者（取締役等＝使用者）は原則として給付の対象となりません。中小企業には「使用人兼務役員」という方がいらっしゃいます。難しいことではありますが、役員としての業務と従業員としての業務を報酬/給与とを明確に区別して保険関係も整理できるといいですね。役員としての業務等、労災の対象にならないこともありますので生命保険等の準備もご検討ください。☺

編集後記：

私はバラを見かけると、花卉に顔を埋めて香りを探してしまいます。吸い込むと体に広がる甘い芳香は、昔訪れたローマの街並みを思い出します。8年程前に友人と旅したローマ。季節は10月の終わりでしたが、私達は冷たい雨に降られ、とぼとぼと石畳の街中を歩いていました。降りしきる雨にすっかり体が凍えた私達の目に飛び込んできたのは、サンタ・マリア・ノヴェッラという薬局でした。薬局と言っても香水、石鹸、ポプリ等が置いてあるお店です。一歩店内に足を踏み入ると温かく迎えてくれたのは優しい香りたち。そこで私が一番気に入ったのがバラの香水でした。その香りに私の心は安らぎととても幸せな気持ちになりました。それはまるで香りの魔法にかかった様でした。今でもバラの花の香りを探してしまうのは、この時の幸せな気持ちを追いかけているのかもしれない。

Harmony – news & topics 2011.06

#発行: 2011年6月10日 #編集・構成: 合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

